警察安全相談員運用要綱の制定について

平成15年２月19日
岩県民第95号　警察本部長

〔沿革〕平成 31 年３月岩県民第 100 号、令和２年５月 29 日岩県民第 166 号改正

各　　部　　長
首　席　監　察　官
各　所　属　長

この度、非常勤職員として任用し、安全相談業務に従事する警察安全相談員の運用について、別添のとおり、「警察安全相談員運用要綱」を制定し、平成１５年３月１日から施行することとしたので、遺漏のないようにされたい。

別添

警察安全相談員運用要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、警察安全相談員（以下「相談員」という。」）の運用を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（相談員の責務）

第２　相談員は、岩手県警察安全相談取扱要綱に規定する警察安全相談を真摯に受け止め、助言、指導、関係機関等との連絡調整等を行うことにより、県民の安全と平穏の確保に資することをその責務とする。

２　相談員は、前項の責務を遂行するため、常に、人格識見の向上並びに職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めるものとする。

（相談員の任命）

第３　本部長は、警察活動について知識及び経験を有する者、又はその能力がこれに準ずると認める者であって次に掲げる要件を満たしているもののうちから、相談員を任命することができる。

(1)　人格及び行動について社会的信望を有すること。

(2)　職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

(3)　健康で活動力があること。

（相談員の活動）

第４　相談員は、本部又は署において、警察安全相談に関して、次に掲げる活動を行う。

(1)　警察安全相談の受理及びその解決のための助言、指導等に関すること。

(2)　警察安全相談の取扱状況の統計に関すること。
(3)　警察安全相談の広報に関すること。
(4)　警察安全相談に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
(5)　その他警察安全相談に関し、本部長が必要と認めるもの。

（遵守事項）

第５　相談員は、その活動を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。
(1)　職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
(2)　関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。
(3)　その地位を政党又は政治的目的のために利用しないこと。

（身分証明書）

第６　相談員は、その職務を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、相談者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。
２　前項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

（指導教養）

第７　本部長は、当該相談員に対し、その職務に関し必要な知識及び技術について指導教養を行うものとする。

（指揮監督等）

第８　相談員は、その活動を行うに当たっては、その所属の長の指揮監督を受けるものとする。
２　相談員は、その活動を行うに当たっては、その所属の職員と緊密な連携を保つものとする。

（任用）

第９　相談員は、岩手県警察会計年度任用職員人事事務取扱要領の制定について（令和２年４月21日付け岩警第503号）第２第５号に規定する条例第１号会計年度任用職員とする。

別記様式

（表）

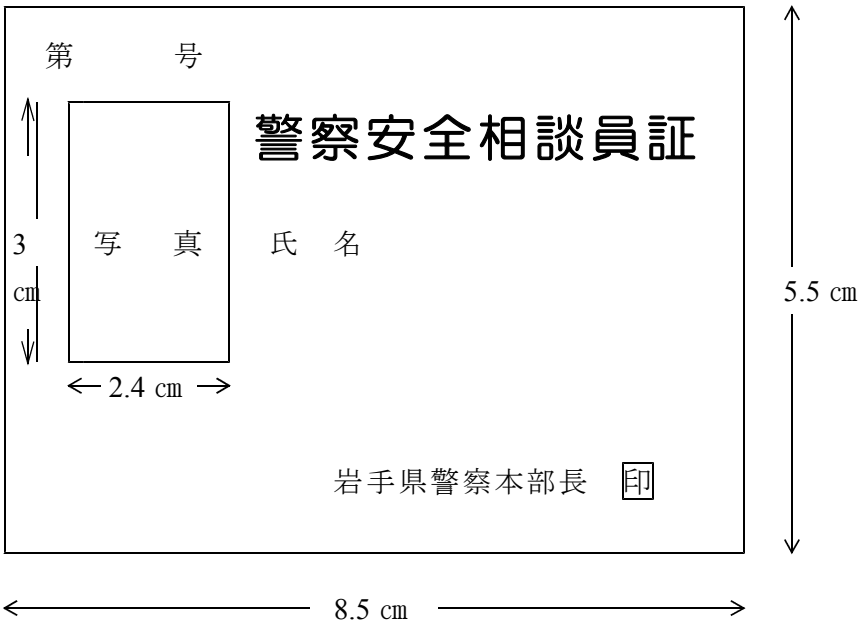

（裏）

警察安全相談員証の取扱上の注意

1　警察安全相談員は、その職務を行うに当たっては、本相談員証を携帯し、相談者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2　警察安全相談員は、本相談員証をその業務以外に使用してはならない。

3　警察安全相談員は、解任されたときは、本相談員証を返納しなければならない。